平成29年一級建築士試験「設計製図の試験」合格基準等について

1. 合格基準等

一級建築士試験「設計製図の試験」は、「与えられた内容及び条件を充たす建築物を計画し、設計する知識及び技能について設計図書等の作成を求めて行う。」ものであり、その合否判定における平成29年試験の「採点のポイント」、「採点結果の区分」及び「合格基準」は、次のとおりである。

成 29 年試験の「採点のボイント」、「採点結果の区分」及び「合格基準」は、次のとおりである。	
	(1) 空間構成
	①建築物の配置計画
	②ゾーニング・動線計画
	③要求室等の計画
	④建築物の立体構成等
	(2) 建築計画
	①建築物のパッシブデザインの計画
	②要求室の機能性・快適性等
	③図面、計画の要点等の表現・伝達
	(3) 構造計画
	①建築物全体の「構造種別・架構形式」、「スパン割り」、「主要な部材の断面寸法」
	②地盤条件及び敷地条件を踏まえた構造計画
採点の	(4)設備計画
ポイント	①ダクトルートの計画における空調機械室及びダクトスペースの配置計画
	(5) 設計条件・要求図面等に対する重大な不適合
	①「要求図面のうち1面以上欠けるもの」、「計画の要点等が完成されていないも
	の 又は「面積表が完成されていないもの
	②地下1階、地上2階建てでないもの
	③図面相互の重大な不整合(上下階の不整合、階段の欠落等)
	④建築面積が 1,360.8 m² (敷地面積の 60%) 以下でないもの
	⑤床面積の合計が 2,400 m以上又は 2,800 m以下でないもの
	⑥次の要求室・施設等のいずれかが計画されていないもの
	客室、エントランスホール、フロント、事務室、ラウンジ、レストラン、地域ブランド
	ショップ、コンセプトルーム、大浴場、トレーニングルーム、多機能トイレ、便所、
	電気室、機械室、エレベーター、車椅子使用者用駐車場、車回し、車寄せ
	⑦その他設計条件を著しく逸脱しているもの
	○採点結果については、ランクⅠ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳの4段階区分とする。
	ランク I: 「知識及び技能」*を有するもの
	ランクⅡ:「知識及び技能」が不足しているもの
 採点結果の	ランクⅢ:「知識及び技能」が著しく不足しているもの
区分	ランクIV:設計条件及び要求図書に対する重大な不適合に該当するもの
(成績)	*「知識及び技能」とは、一級建築士として備えるべき「建築物の設計に必要な基本
	的かつ総括的な知識及び技能」をいう。
	\bigcirc なお、採点の結果、ランク I 、 \coprod 、 \coprod 、 \boxtimes 、 \boxtimes のそれぞれの割合は、次のとおりであった。
	ランク $I: 37.7\%$ 、ランク $II: 21.2\%$ 、ランク $II: 29.9\%$ 、ランク $IV: 11.2\%$
	7
合格基準	採点結果における「ランク I 」を合格とする。

2. その他

試験問題及び標準解答例は、(公財)建築技術教育普及センターのホームページに掲載します。